障害者自立支援制度 の仕組み

身体障がい者相談員 知的障がい者相談員

町には県から委託を受けた身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が各3名ずつ配置されています。 相談員は、町や民生委員、福祉事務所等、関係機関との連携を図りながら身近な町民の相談に応じていま

相談員には守秘義務があり、相談内容については決して外部にもらすことはありませんので、何かお困 りのことや心配なことがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

●身体障がい者相談員

身体に障がいのある人の日常生活における相談等! 知的に障がいのある人の日常生活における相談等 に応じています。

・池田 豊 ☎664701

56)上野芳明 ☎56)4034

M 020 (4624) 6641 **66**斉 藤 香

※聴覚障がいの人は斉藤相談員にFAXでご相談ください。

●知的障がい者相談員

」に応じています。

・佐藤浩民 **25**666914

Ⅰ 569野沢トヨ子 四5666399

「96川島松雄 ☎965308

▼問い合わせ先=

■解康福祉課 社会福祉係 ☎569128 M√567493

Eメール: kenkou01@town.kaminokawa.tochigi.jp

特定疾患患者への見舞金

町では特定疾患の治療を受けている人に、見舞 金を支給しています。

▼対象者=

一般特定疾患医療受給者証、又は小児慢性特定 疾患医療受診券の交付を受けている本人、又はそ の保護者。

- ▼見舞金=年額2万円
- ▼申請期間=
- ・9 月支給の場合 4月から8月に申請された人
- 3 月支給の場合 9月から3月に申請された人
- ▼申請に必要なもの=

印かん、特定疾患受給者証受診券のコピー、通 帳等

▼問い合わせ先=

健康福祉課 社会福祉係

2569128 FAX 567493

『こども発達支援センターこばと園』 学童療育がはじまりました!

未就学の子どもたちを対象としていたこども発 達支援センターこばと園が、4月から小学生を対 象にした学童の療育も開始しました。

言葉が遅い、落ち着きがない、気持ちのコント ロールができない、こだわりがある、友だちとの 関わりが苦手など、発達に心配のあるお子さんが 通園し療育を受ける機関です。

学校終了後に通園し、一人1時間10分の個別 療育になります。

言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士、音楽療 法士など専門スタッフの指導も受けられます。

詳しくお知りになりたい人は、お問い合わせく ださい。

▼問い合わせ先=

下野市こども発達支援センターこばと園

25 • FAX(44) 6 7 8 3

健康福祉課 社会福祉係

2569128 FAX 567493